

(仮称) 光市立学校の将来の在り方に係る基本構想
(案)

平成 年 月
光市教育委員会

目 次

はじめに.....	2
第1章 光市立学校の現状.....	4
1 本市の人口及び児童生徒数の現状と将来推計	4
2 学校施設.....	9
第2章 光市の学校教育の現状	16
1 連携・協働を重視した学校づくり	16
2 子どもたちの姿	18
第3章 教育を取り巻く動向	22
1 新しい学習指導要領の方向性.....	22
2 適正規模・適正配置	23
3 学校教育法の改正等	24
第4章 光市の学校教育の方向性	26
1 本市が進める教育.....	26
2 <u>新しい学習指導要領との関連</u>	27
3 <u>適正規模・適正配置の観点</u>	28
4 連携・協働を基盤とした学校づくり	29
第5章 光市が目指す学校.....	34
1 小中一貫教育へ移行.....	34
2 小中一貫教育の柱.....	35
3 小中一貫教育の柱を支える取組み	36
4 一体型小中一貫教育への発展.....	37
おわりに.....	38

はじめに

平成 年 月

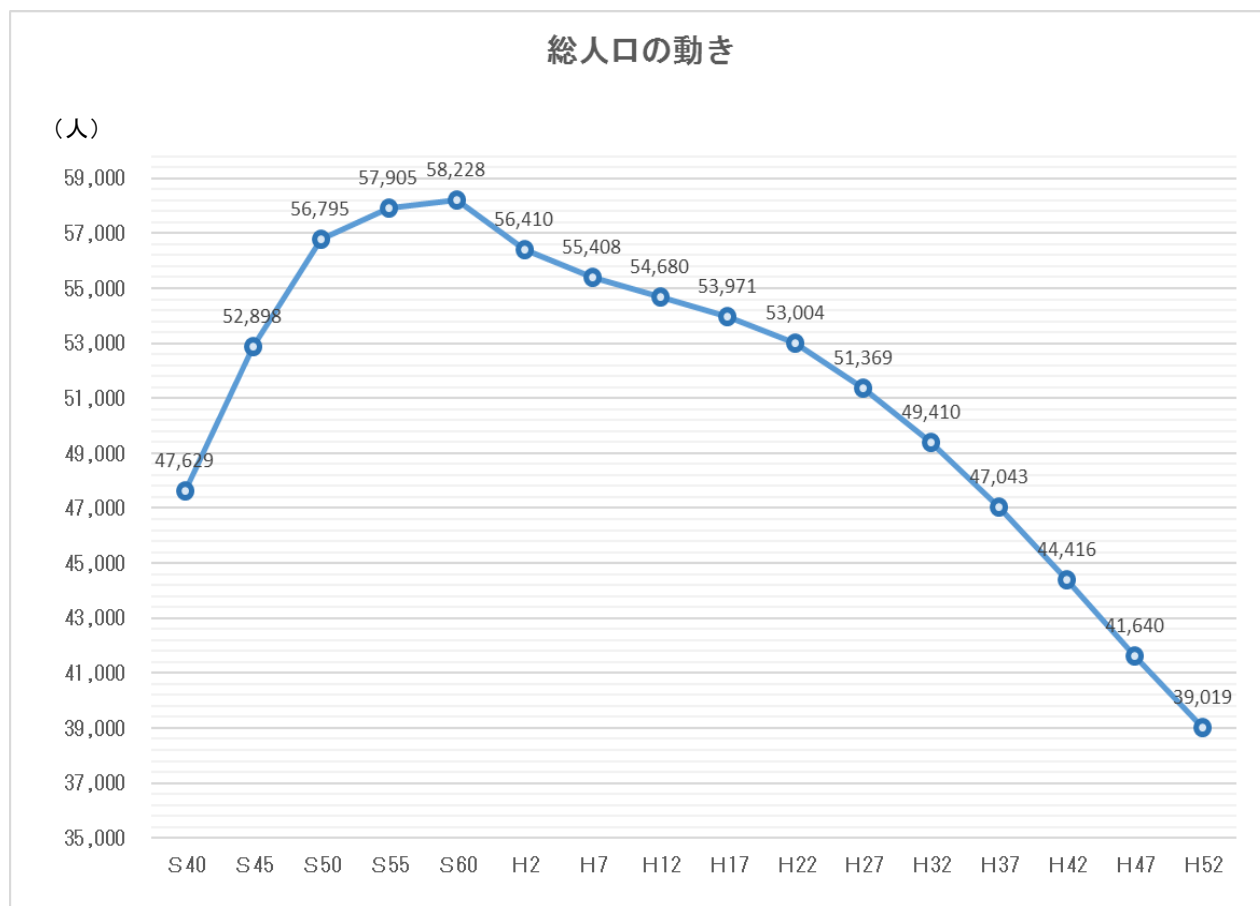
光市教育委員会

第1章 光市立学校の現状

1 本市の人口及び児童生徒数の現状と将来推計

（1）これまでの人口推移と将来推計

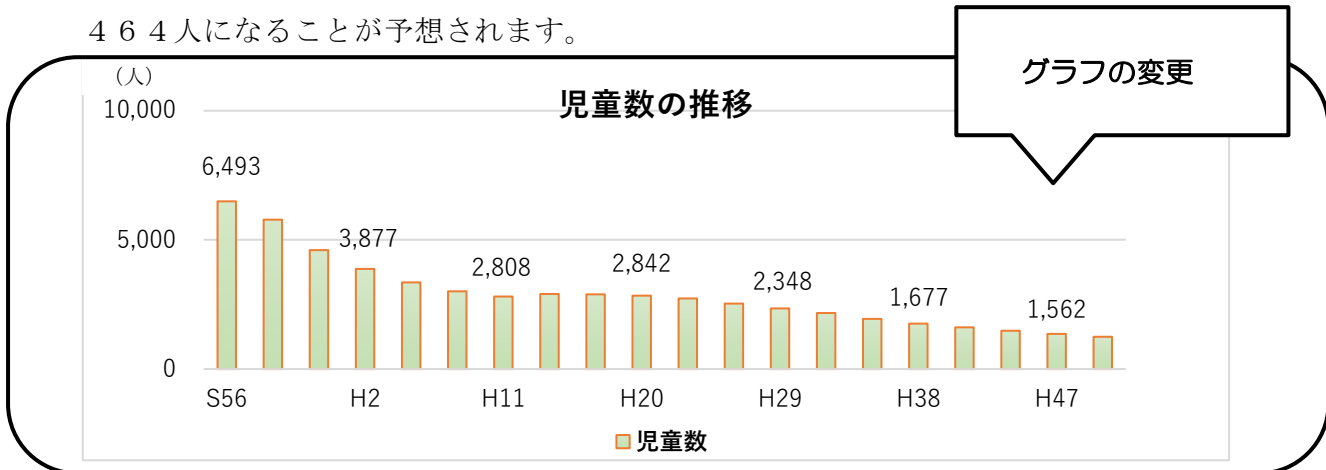
本市の人口推移は、第2次ベビーブームや高度経済成長などを背景に、昭和40年から50年代にかけて出生数や転入者数の大幅な増加により、総人口は急激に押し上げられました。しかし、昭和60年の58,228人をピークに減少傾向に転じ、人口減少や少子高齢化が進む状況の中、「国立社会保障・人口問題研究所」の将来推計によると平成32年には約49,000人、さらに平成52年には約39,000人と、ピーク時の人口と比較した場合、約20,000人減少すると予測されています。



※平成27年までの数値は、「国勢調査」によるものであり、平成32年からの数値は、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計

（２）小学校の児童数

本市の小学校は１１校で、児童数は、昭和５６年の６，４９３人をピークに、その後減少を続け、平成９年には２，８９３人と初めて３，０００人を下回りました。その後は大きな変動がないものの、平成２２年以降徐々に減少に転じており、平成３５年にはピーク時の約７０％減少の１，９４３人を見込んでおり、平成５２年には１，４６４人になることが予想されます。



	学級数	児童数		学級数	児童数		学級数	児童数
昭和56年	187	6,493	平成13年	115	2,777	平成33年	96	2,066
昭和57年	183	6,415	平成14年	117	2,857	平成34年	89	1,981
昭和58年	182	6,199	平成15年	119	2,865	平成35年	84	1,943
昭和59年	174	5,783	平成16年	119	2,880	平成36年	80	1,853
昭和60年	162	5,362	平成17年	119	2,892	平成37年	76	1,764
昭和61年	156	4,954	平成18年	123	2,897	平成38年	73	1,677
昭和62年	149	4,604	平成19年	127	2,831	平成39年	72	1,674
昭和63年	145	4,297	平成20年	127	2,842	平成40年	72	1,671
平成元年	140	4,069	平成21年	126	2,842	平成41年	72	1,668
平成2年	134	3,877	平成22年	129	2,778	平成42年	72	1,665
平成3年	132	3,673	平成23年	128	2,733	平成43年	68	1,570
平成4年	125	3,515	平成24年	128	2,675	平成44年	68	1,568
平成5年	123	3,355	平成25年	128	2,595	平成45年	68	1,566
平成6年	119	3,214	平成26年	126	2,535	平成46年	68	1,564
平成7年	121	3,120	平成27年	126	2,471	平成47年	68	1,562
平成8年	119	3,010	平成28年	132	2,431	平成48年	63	1,465
平成9年	113	2,893	平成29年	126	2,348	平成49年	63	1,465
平成10年	114	2,823	平成30年	115	2,283	平成50年	63	1,464
平成11年	119	2,808	平成31年	109	2,245	平成51年	63	1,464
平成12年	118	2,821	平成32年	104	2,170	平成52年	63	1,464

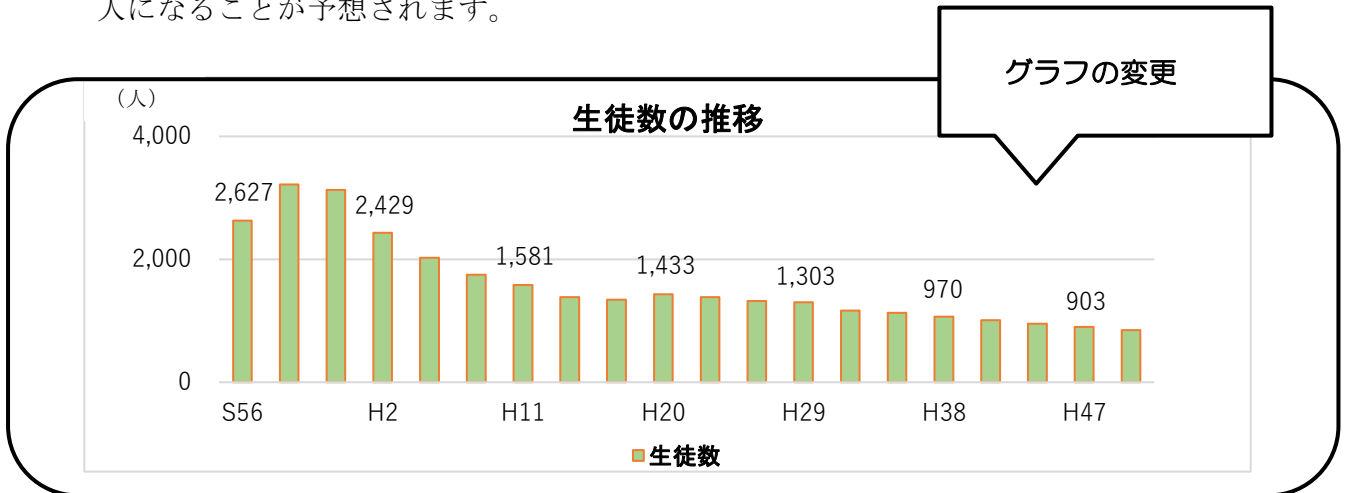
※平成３５年までの数値は、「学校基本調査」による実数及び推計であり、平成３６年からの数値は、「国立社会保障・人口問題研究所」が本市の総人口の推計を算出した際の減少率を基に推計したもの

児童数の推移（学校別）

	牛島小	室積小	光井小	島田小	上島田小	浅江小	三井小	周防小	三輪小	岩田小	塩田小	束荷小	合計
昭和56年	21	1,149	947	622	342	1,644	563	208	388	376	129	104	6,493
昭和57年	20	1,116	925	611	332	1,643	549	215	396	378	120	110	6,415
昭和58年	16	1,087	883	567	322	1,611	504	225	381	380	121	102	6,199
昭和59年	13	967	796	555	297	1,546	453	214	376	370	105	91	5,783
昭和60年	11	899	723	503	270	1,454	411	208	358	341	93	91	5,362
昭和61年	7	832	663	444	248	1,365	380	195	332	314	88	86	4,954
昭和62年	6	771	614	416	233	1,276	358	180	299	292	82	77	4,604
昭和63年	3	684	586	381	226	1,185	350	169	283	268	79	83	4,297
平成元年	3	641	553	366	216	1,093	355	160	272	244	84	82	4,069
平成2年	2	596	525	346	203	1,029	367	153	258	225	89	84	3,877
平成3年	2	594	498	311	185	972	360	144	242	206	87	72	3,673
平成4年	2	588	497	283	177	891	358	143	219	202	86	69	3,515
平成5年	3	567	451	258	175	824	375	137	214	197	82	72	3,355
平成6年	3	556	418	268	163	779	345	132	197	214	73	66	3,214
平成7年	2	545	390	260	154	779	342	116	181	221	64	66	3,120
平成8年	2	563	356	270	144	752	308	104	167	229	56	59	3,010
平成9年	2	532	344	256	135	729	290	104	155	240	47	59	2,893
平成10年	2	523	341	252	121	724	281	101	143	243	40	52	2,823
平成11年	休 校	557	328	270	111	725	269	103	127	243	30	45	2,808
平成12年		570	350	268	123	690	286	92	124	240	34	44	2,821
平成13年		522	352	276	129	687	277	97	121	242	33	41	2,777
平成14年		530	391	289	133	682	290	110	114	241	33	44	2,857
平成15年		525	388	296	132	689	304	106	106	242	36	41	2,865
平成16年		511	409	308	133	679	321	102	109	231	33	44	2,880
平成17年		474	432	323	136	664	338	102	116	235	30	42	2,892
平成18年	廃 校	444	460	347	128	694	332	110	99	213	27	43	2,897
平成19年		437	466	323	123	672	334	100	99	206	29	42	2,831
平成20年		431	482	324	132	679	340	97	98	190	32	37	2,842
平成21年		429	482	317	146	707	335	98	95	168	31	34	2,842
平成22年		394	467	307	138	717	330	104	96	163	36	26	2,778
平成23年		384	457	300	138	719	319	98	108	148	38	24	2,733
平成24年		363	460	293	135	722	308	84	102	148	38	22	2,675
平成25年		355	430	289	134	729	290	85	97	134	36	16	2,595
平成26年		336	418	274	119	748	282	81	102	127	32	16	2,535
平成27年		299	393	269	110	762	270	83	111	128	31	15	2,471
平成28年		289	376	280	101	763	263	79	110	121	31	18	2,431
平成29年		282	356	273	92	764	250	71	105	112	26	17	2,348
平成30年		262	327	257	88	770	242	71	112	112	30	12	2,283
平成31年		253	330	255	79	747	242	68	113	112	31	15	2,245
平成32年		241	307	247	78	743	229	64	114	102	31	14	2,170
平成33年		228	305	245	74	686	216	69	103	96	26	18	2,066
平成34年		228	298	238	81	647	196	67	97	93	20	16	1,981
平成35年		223	304	257	84	612	189	67	82	87	23	15	1,943

（３）中学校の生徒数

本市の中学校は５校で、生徒数は、昭和６０年の３，３４２人をピークに、その後減少を続け、平成１２年に１，４７４人と初めて１，５００人を下回りました。その後は増減を繰り返しましたが、平成２８年以降徐々に減少に転じており、平成３５年にはピーク時の約６５％減少の１，１２５人を見込んでおり、平成５２年には８４６人になることが予想されます。



	学級数	生徒数		学級数	生徒数		学級数	生徒数
昭和56年	68	2,627	平成13年	52	1,457	平成33年	49	1,174
昭和57年	74	2,858	平成14年	50	1,382	平成34年	48	1,174
昭和58年	78	3,040	平成15年	53	1,371	平成35年	45	1,125
昭和59年	81	3,218	平成16年	53	1,340	平成36年	43	1,073
昭和60年	84	3,342	平成17年	54	1,345	平成37年	41	1,021
昭和61年	85	3,294	平成18年	55	1,364	平成38年	39	970
昭和62年	81	3,130	平成19年	59	1,413	平成39年	39	969
昭和63年	78	2,943	平成20年	59	1,433	平成40年	39	967
平成元年	74	2,716	平成21年	59	1,426	平成41年	39	965
平成2年	69	2,429	平成22年	57	1,383	平成42年	39	964
平成3年	66	2,282	平成23年	57	1,382	平成43年	36	908
平成4年	63	2,148	平成24年	57	1,350	平成44年	36	907
平成5年	60	2,026	平成25年	54	1,329	平成45年	36	906
平成6年	57	1,882	平成26年	53	1,323	平成46年	36	904
平成7年	58	1,832	平成27年	56	1,354	平成47年	36	903
平成8年	55	1,751	平成28年	56	1,326	平成48年	34	847
平成9年	54	1,722	平成29年	55	1,303	平成49年	34	847
平成10年	53	1,625	平成30年	49	1,248	平成50年	34	846
平成11年	54	1,581	平成31年	48	1,206	平成51年	34	846
平成12年	50	1,474	平成32年	49	1,173	平成52年	34	846

※平成３５年までの数値は、「学校基本調査」による実数及び推計であり、平成３６年からの数値は、「国立社会保障・人口問題研究所」が本市の総人口の推計を算出した際の減少率を基に推計したもの

生徒数の推移（学校別）

	牛島中	室積中	光井中	浅江中	島田中	大和中	合計
昭和56年	11	475	391	660	701	389	2,627
昭和57年	13	502	428	744	745	426	2,858
昭和58年	14	507	444	819	793	463	3,040
昭和59年	15	532	472	868	858	473	3,218
昭和60年	12	550	501	883	892	504	3,342
昭和61年	12	532	497	853	878	522	3,294
昭和62年	9	488	451	809	846	527	3,130
昭和63年	11	449	415	787	776	505	2,943
平成元年	4	447	359	740	698	468	2,716
平成2年	3	404	303	676	624	419	2,429
平成3年	休 校	368	285	650	592	387	2,282
平成4年		333	274	611	573	357	2,148
平成5年		322	268	569	531	336	2,026
平成6年		294	255	524	484	325	1,882
平成7年		305	255	471	479	322	1,832
平成8年		281	240	432	484	314	1,751
平成9年		316	225	402	488	291	1,722
平成10年		302	201	391	464	267	1,625
平成11年		308	187	389	430	267	1,581
平成12年		265	173	366	410	260	1,474
平成13年		256	173	363	403	262	1,457
平成14年		251	163	358	373	237	1,382
平成15年		259	180	341	364	227	1,371
平成16年		269	171	338	349	213	1,340
平成17年	廃 校	267	170	327	367	214	1,345
平成18年		281	152	318	383	230	1,364
平成19年		259	175	325	416	238	1,413
平成20年		245	199	333	424	232	1,433
平成21年		221	226	349	419	211	1,426
平成22年		228	231	342	398	184	1,383
平成23年		216	238	335	413	180	1,382
平成24年		195	238	331	422	164	1,350
平成25年		185	224	333	421	166	1,329
平成26年		191	221	335	417	159	1,323
平成27年		219	209	368	411	147	1,354
平成28年		192	212	389	390	143	1,326
平成29年		175	203	389	386	150	1,303
平成30年		153	203	373	366	153	1,248
平成31年		156	186	362	369	133	1,206
平成32年		154	187	362	356	114	1,173
平成33年		145	165	397	350	117	1,174
平成34年		131	166	405	343	129	1,174
平成35年	120	150	408	318	129	1,125	

2 学校施設

（1）施設の現状

学校施設は、本市をはじめ、全国の多くの自治体において、高度経済成長期を中心に社会情勢や市民ニーズに合わせて整備され、今日に至っています。本市においては、今後全国平均より早いペースで人口減少と少子高齢化が進むことが見込まれる状況にあり、施設の建て替えや大規模修繕に備え、市全体で行政需要等に応じた公共施設の量・質などの最適化等を進める公共施設マネジメントの観点から、学校施設についても学校生活環境や学習環境の整備、多様化する教育ニーズへの対応を図りながら、施設の適切な予防保全による長寿命化の推進と更新に取り組むことが求められています。

ア 老朽化の進行

本市の公共施設のうち、小・中学校施設が最も多い33.9%（平成27年3月31日現在）を占め、その多くが高度経済成長期の昭和40年代から50年代にかけて整備されたものです。

小学校は、学校教育法に基づき11校が設置されており、建築年が昭和38年と最も古い室積小学校をはじめ、築後30年を超えるものがほとんどです。中学校も同法に基づき5校が設置されており、建築年が昭和37年と最も古い大和中学校をはじめ、全校が築後30年を経過しています。

このように、小・中学校の多くの校舎において老朽化が進行している状況にあり、経年劣化による外壁の剥落や校舎の全体的な強度の低下等の安全面の不安、防水機能の劣化による雨漏りや設備機器・配管の破損等の機能面の不備など、さまざまな観点からより効率的で効果的な老朽化対策を必要としています。

また、近年、生活様式の変化に伴い洋式トイレが主流として普及する中で、洋式化率の低い小・中学校においては、快適な学校施設環境の改善を推進するため、トイレの洋式化が求められています。

イ 耐震化の状況

多くの子どもたちが日中の大半を過ごす学習や生活等の場である学校施設は、常時安心できる環境を確保することが必要不可欠であり、地震発生時においては、子どもたちの安全を確保するとともに、被災した後の教育活動等の早期再開を可能にするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、十分な耐震性能を有する学校施設を整備することが重要になります。

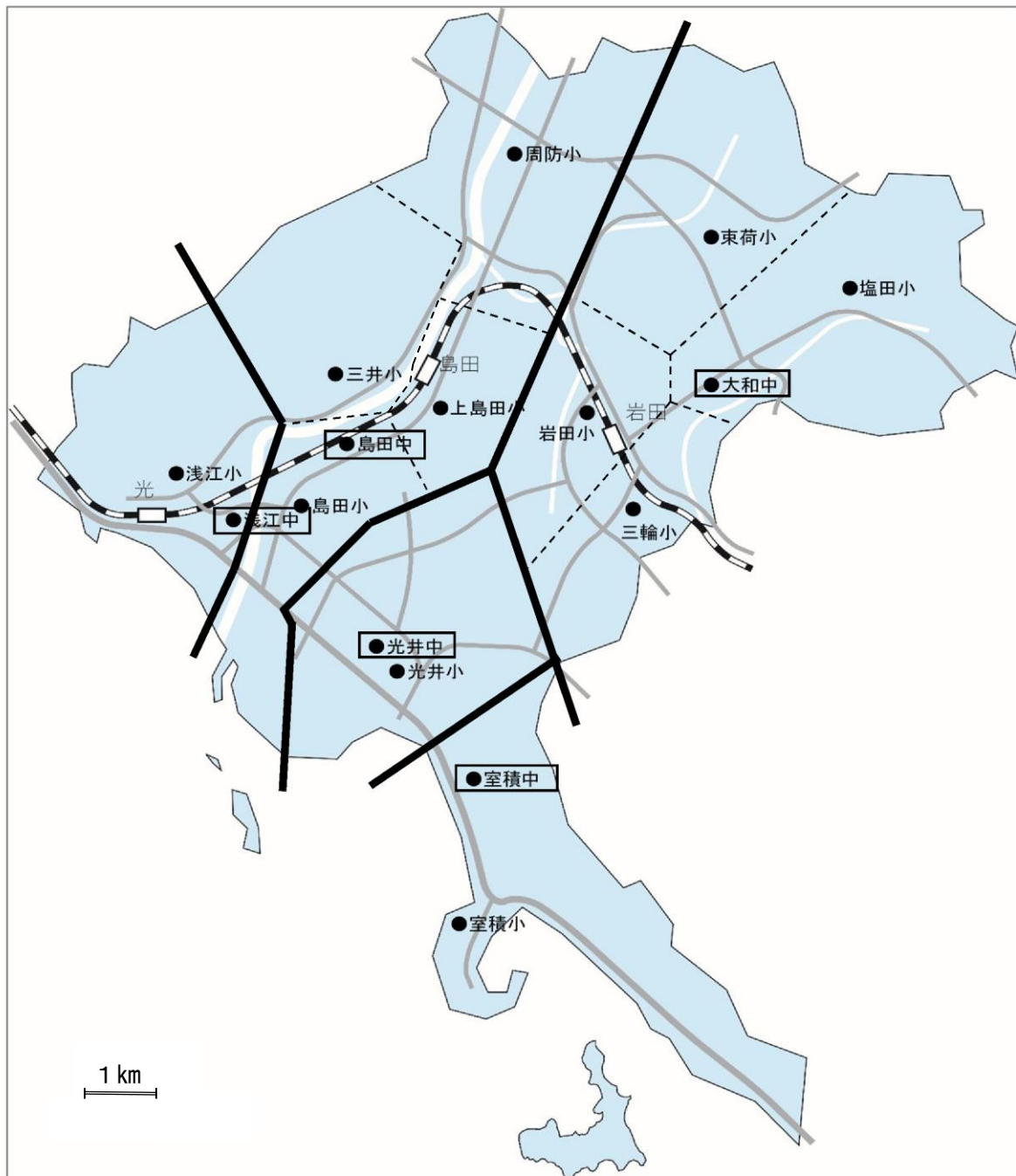
本市の学校施設の耐震化については、旧耐震基準の昭和56年5月以前に建築された校舎等は、平成19年3月に策定した「光市公立学校施設耐震化推進計画」に基づき、平成33年までの15年間で耐震化を図ることにしていましたが、学校施設の耐震化を加速することを目的とした国の支援措置が講じられたことから、本市においては、早急に耐震工事を行うことを目的に、平成21年3月に「光市公立学校施設耐震化推進計画」を改定し、当初平成33年までの計画であった耐震工事の期間を大幅に短縮し、平成26年度末に耐震化を完了しました。

さらに、大規模空間を有する体育館・武道場の吊天井や照明器具等の落下防止対策も行い、小・中学校全16校において平成27年度末に完了しています。

（２）施設の配置及び概要

本市の小・中学校は、小学校 11 校、中学校 5 校の全 16 校で、各学校の配置は、下図のとおりです。

また、室積中学校区と光井中学校区、浅江中学校区、島田中学校区、大和中学校区の 5 中学校区があり、そのうち、島田中学校区と大和中学校区については、それぞれ小学校 4 校と中学校 1 校が配置されており、その他の中学校区については、小学校 1 校と中学校 1 校が配置されています。



※各校区の概要として、太線で中学校区、破線で小学校区を簡略に示したもの

小学校

学校名	棟名称	延床面積（㎡）	建築年月	構造	階数
室積小学校	校舎1	988.0	昭和38年 1月	鉄筋コンクリート造	3
	校舎2	1,449.0	昭和39年 1月	鉄筋コンクリート造	2
	校舎3	1,279.0	昭和44年 3月	鉄筋コンクリート造	3
	体育館	887.0	平成 7年 3月	鉄骨造	1
光井小学校	校舎1	2,158.0	昭和47年 8月	鉄筋コンクリート造	3
	校舎2	1,865.0	昭和50年 3月	鉄筋コンクリート造	3
	体育館	869.0	昭和52年12月	鉄骨造	2
島田小学校	校舎	2,523.0	昭和45年 7月	鉄筋コンクリート造	3
	体育館	775.0	昭和46年12月	鉄骨造	2
上島田小学校	校舎	2,106.0	昭和48年 4月	鉄筋コンクリート造	3
	体育館	749.0	昭和51年12月	鉄骨造	2
浅江小学校	校舎1	2,293.0	昭和45年 3月	鉄筋コンクリート造	3
	校舎2	2,586.0	昭和48年 7月	鉄筋コンクリート造	3
	校舎3	1,689.0	昭和54年 7月	鉄筋コンクリート造	4
	体育館	1,112.0	昭和44年 3月	鉄骨造	2
三井小学校	校舎	3,137.0	昭和48年 3月	鉄筋コンクリート造	3
	体育館	747.0	昭和49年 3月	鉄骨造	2
周防小学校	校舎	1,501.0	昭和41年 3月	鉄筋コンクリート造	4
	体育館	750.0	平成 5年 2月	鉄骨造	1
三輪小学校	校舎1	1,271.0	昭和57年 1月	鉄筋コンクリート造	3
	校舎2	1,452.0	昭和57年11月	鉄筋コンクリート造	3
	体育館	602.0	昭和52年 2月	鉄骨造	1
岩田小学校	校舎1	1,394.0	昭和53年 3月	鉄筋コンクリート造	3
	校舎2	1,405.0	昭和53年 8月	鉄筋コンクリート造	3
	体育館	602.0	昭和54年 2月	鉄骨造	1
塩田小学校	校舎	1,760.0	平成元年12月	鉄筋コンクリート造	3
	体育館	670.0	平成 4年 1月	鉄骨造	1
束荷小学校	校舎	1,631.0	昭和62年12月	鉄筋コンクリート造	3
	体育館	602.0	昭和63年 2月	鉄骨造	1

中学校

学校名	棟名称	延床面積（㎡）	建築年月	構造	階数
室積中学校	校舎1	2,949.0	昭和45年 3月	鉄筋コンクリート造	3
	校舎2	499.0	昭和57年 2月	鉄筋コンクリート造	3
	体育館	856.0	昭和47年 2月	鉄骨造	2
	武道館	456.0	平成 2年 3月	鉄骨造	1
光井中学校	校舎1	3,816.0	昭和58年 8月	鉄筋コンクリート造	3
	体育館	898.0	昭和58年12月	鉄骨造	1
	武道館	457.0	平成 2年 3月	鉄骨造	1
浅江中学校	校舎1	4,503.0	昭和60年 9月	鉄筋コンクリート造	3
	校舎2	1,424.0	昭和62年 3月	鉄筋コンクリート造	2
	体育館	1,418.0	昭和63年 1月	鉄筋コンクリート造	2
	武道館	452.0	平成元年 3月	鉄骨造	1
島田中学校	校舎1	2,849.0	昭和43年 3月	鉄筋コンクリート造	3
	校舎2	250.0	昭和43年 3月	鉄筋コンクリート造	1
	校舎3	1,084.0	昭和55年 3月	鉄筋コンクリート造	4
	校舎4	686.0	昭和60年12月	鉄筋コンクリート造	4
	体育館	860.0	昭和44年 1月	鉄骨造	2
	武道館	466.0	平成元年 2月	鉄骨造	1
大和中学校	校舎1	1,171.0	昭和37年 2月	鉄筋コンクリート造	3
	校舎2	1,849.0	昭和56年 2月	鉄筋コンクリート造	3
	校舎3	1,021.0	昭和60年11月	鉄筋コンクリート造	3
	体育館	735.0	昭和45年12月	鉄骨造	2
	武道館	350.0	昭和61年 3月	鉄骨造	1

（３）施設の整備と役割

学校施設の安全性や快適性、多様化する学習活動への適応性などの諸機能は、基本的な教育条件の一つであり、施設の老朽化対策や教育水準の維持向上の観点から、子どもたちに対して安全・安心で質の高い学校施設の整備を行う必要があります。また、災害時においては、学校施設は地域住民の応急避難所になるなど、地域の拠点としても重要な役割を果たすもので、施設の更新にあたっては、「光市公共施設等総合管理計画」に沿って、放課後児童クラブ（サンホーム）やコミュニティセンター等の他の公共施設との複合化の可能性についても検討することが必要です。

ア 長寿命化改修への転換

学校施設については、子どもが急増した昭和４０年代後半から昭和５０年代に建設されたものが多く、近年は耐震化を中心に整備を進めてきました。

国・地方ともに厳しい財政状況の中で、安全性の確保と機能性向上に向けて今後見込まれる整備需要に対応するため、計画的な整備を進める必要があるとともに、築後４０年以上を経過した施設の更新にあたっては、コンクリートの強度不足等の劣化状況の度合いにより、改修では耐久性が対応できない場合、また、教室等の配置計画等において現在の教育方法への適応が困難な場合等を除き、建て替えるよりも安価で廃棄物の排出量が少ない既存施設の長寿命化改修への転換も進められています。

平成２５年１１月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議により策定された「インフラ長寿命化基本計画」では、施設の特長や維持管理・更新等に係る取組状況を踏まえながら、地方公共団体の各機関は、平成３２年度までに現在の「個別施設ごとの長寿命化計画」を策定しなければなりません。

イ 防災機能

学校施設は、地震や台風、豪雨等の災害発生時において子どもたちの安全を確保することが求められるとともに、地域住民の応急避難所にもなります。災害救助法では、都道府県が行う救助の一つとして、収容施設の供与について規定しており、また、関係法令である厚生労働省告示においては、避難所は、「災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者を収容するもの」として、「原則として、学校、コミュニティセンター等の既存の建物を利用する」ことが示されています。

大規模地震はいつでもどこでも起こり得ることを考えれば、避難所になる学校施設の防災機能の向上は今後取り組んでいかなければなりません。

実際に利用する地域住民を主体とした避難所開設訓練や炊き出しなどを継続的に行い、学校施設の避難所としての防災機能を常日頃から確認しておくことが必要に

なりますし、避難所として備えるべき基本的な機能として考えられる非常用電源や備蓄倉庫の整備など、防災上の機能強化を図ることも重要です。

ウ 教育環境の質的な向上及び多様化する教育ニーズ

学校生活環境や学習環境の整備については、教育内容・教育方法等の変化や自然との共生も考慮した木材の積極的な活用、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入のほか、快適な学校施設環境推進のためのトイレの洋式化や空調（冷房）設備の設置等の教育環境の質的な向上を図ることが重要です。

また、多様化する教育現場やさまざまなニーズに対応することも必要です。例えば、障害があることにより、通常の学級での指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもに対して、一人ひとりの障害の種類・程度に応じた特別な教育的配慮を要する場合や、要因や背景がさまざまにあると考えられる不登校、または不登校の兆候のある子どもや学習状況に課題のある子どもへの支援など、それぞれのニーズに対応した教室や相談室の整備、施設全体のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化等を検討することも求められており、これまで実施してきた施策を踏まえながら、子どもたちにとってより適切な学校施設の整備に取り組んでいくことが必要になっています。

さらに、学習意欲の向上や理解促進、学習指導の準備・評価などを効果的・効率的に行えるよう、ICT機器を活用できる無線LAN環境の構築等も進める必要があります。

第2章 光市の学校教育の現状

1 連携・協働を重視した学校づくり

（1）小中連携教育

本市では、平成21年度に光市教育開発研究所が小・中学校の外国語教育の充実や学習習慣の形成に関する調査研究と、子どもの生活習慣に関する調査・分析等を行い、「9年間の学びを一体のものとしてとらえ、発達段階を踏まえた一貫性のある継続的な指導を行うこと」を目的とする小中連携教育の必要性が報告されました。

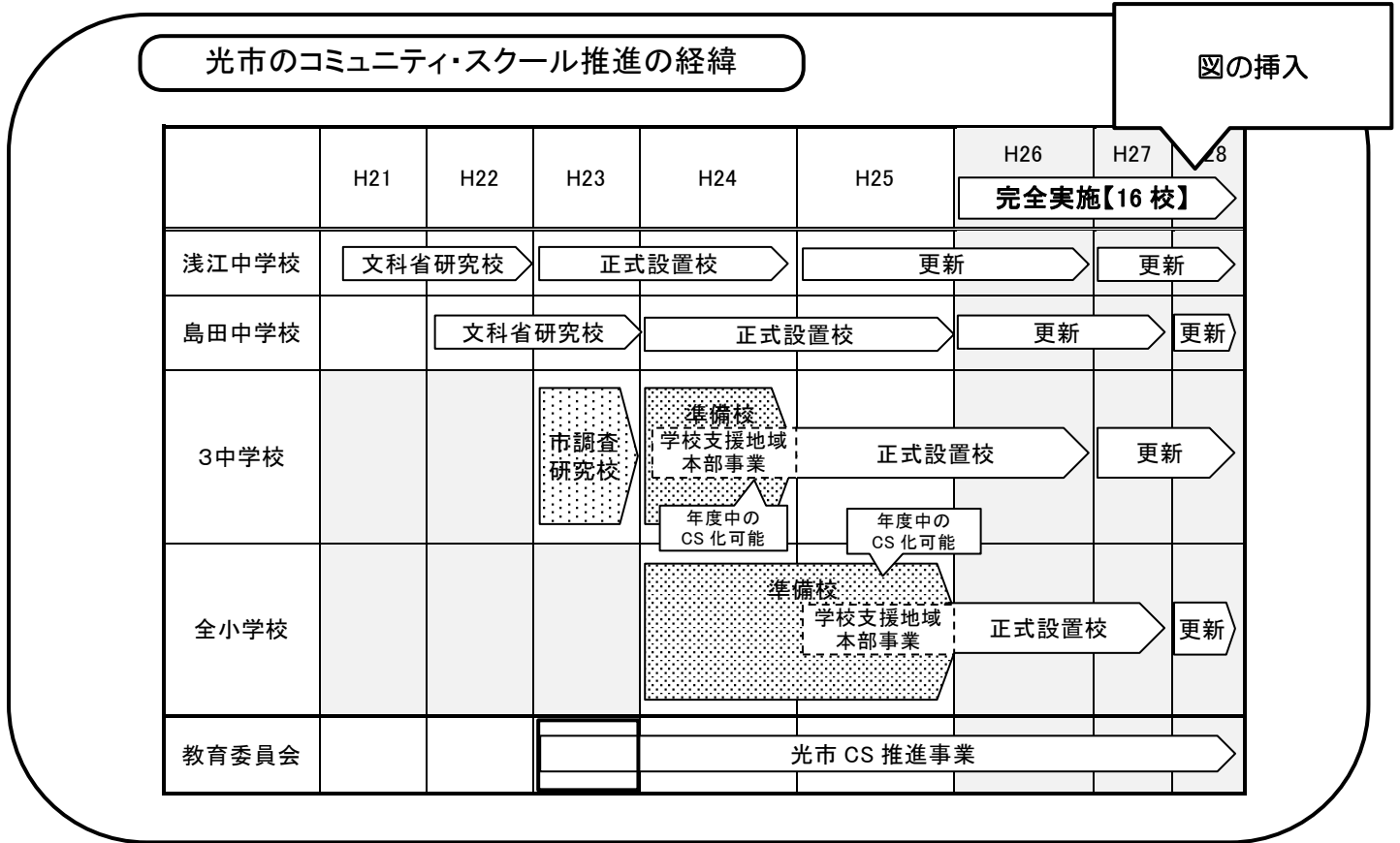
こうした中で、平成22年度から2年間、大和中学校区の4小学校と1中学校が、国立教育政策研究所から「地域等の実態に応じた教育課程研究事業『小中連携教育実践研究』」の指定を受け、小中連携教育の推進と教育課程の基準の改善を目的として、教育課程編成や各教科等の指導の在り方についての実践的な研究に取り組みました。この研究により、子どもたちの確かな「学び」の向上や豊かな人間関係の構築、小・中学校間の滑らかな接続等の一層の工夫・充実を図っていくことが今後重要になることが報告されました。

（2）学校・家庭・地域の連携

教育開発研究所は、平成19年度に「地域ぐるみの教育を推進する学校の在り方」に関する調査研究を行いました。この研究では、学校と家庭、地域の連携・協力についての調査研究に取り組み、学校を基点とした地域ぐるみの教育の取組みの重要性が報告されました。

また、平成21年度からの2年間は、「教育環境や教育水準の維持と向上に向けての学校の在り方」について調査研究を行いました。この研究では、教職員や保護者、地域住民の意識調査結果をもとに、「よい学校」づくりのために学校と家庭、地域の三者が目指す学校像を共有し、協働で創り上げる双方向のシステムづくりの必要性が示され、その後の各学校区の実情に応じたコミュニティ・スクールのモデル案づくりの調査研究につながっていきました。

このような中で、平成21年からの2年間は浅江中学校が、平成22年度からの2年間は島田中学校が文部科学省の「コミュニティ・スクール推進事業」の調査研究校として、学校と家庭、地域の連携・協働のシステムづくりの実践研究を行い、平成23年度に浅江中学校を、平成24年度に島田中学校を学校運営協議会設置校として指定し、先進校として県内外から注目される取組みを進めてきました。



(3) 連携・協働を重視した学校づくり

本市では、教育の質を高めることを目的にした大和地域の小中連携教育と浅江・島田中学校のコミュニティ・スクールの実践研究や教育開発研究所の調査研究等の成果を踏まえ、平成24年度から「生きる力を育む学校教育の推進～ふるさと光市をこよなく愛し、夢と希望と誇りをもった子どもの育成～」を基本目標に、「連携・協働を重視した学校づくり」、具体的には、学校間・校種間連携の強化とコミュニティ・スクールの推進をとおして、その具現化に努めてきました。

このような中、連携・協働教育推進協議会を設置し、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を目指した幼稚園・保育園と小学校の連携を進めるとともに、独自に「光プラン」を策定し、小・中学校の学力向上推進リーダーや学力向上推進教員と協働した「チーム光」による授業づくり、3中学校の教員が定期的に小学校を訪問して小学校の教員とティーム・ティーチングによる授業を教育課程に位置付けて行う取組みなどを積極的に進めました。

コミュニティ・スクールについては、室積・光井・大和中学校と全小学校を準備校として市の調査研究校に指定し、組織・体制づくりや実践に向けた準備を進めたうえで、平成25年度から3中学校を、平成26年度から全小学校を学校運営協議会設置校に指定し、以後、すべての小・中学校において学校と家庭、地域の3者が連携・協働して取り組む「地域とともにある学校づくり」と学校間・校種間連携との一体的な取組みを進

めました。先進校の子どもたちのスローガン「15歳は地域の担い手」は、今すべての中学校の合言葉になっています。

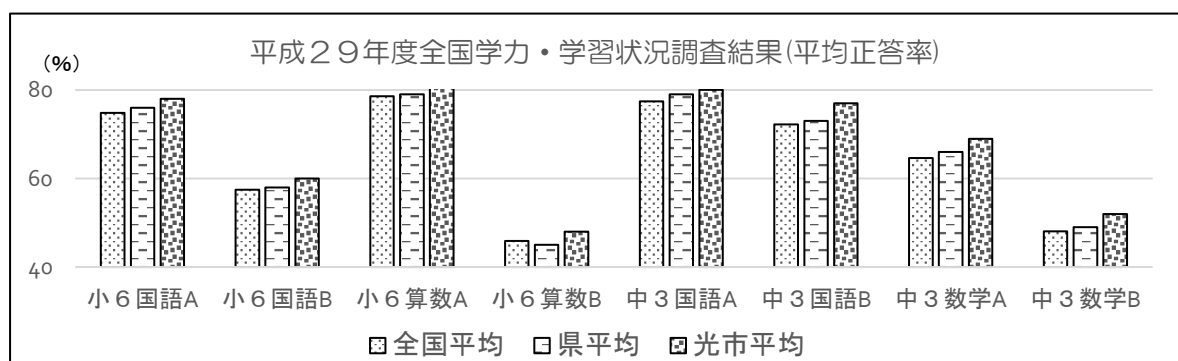
各学校では、学校や地域の特性を活かし、学校と家庭、地域のそれぞれが教育の当事者として学校への支援や子どもたちによる地域貢献の充実を図ることなどにより、「地域の子どもはみんなで育てる」という地域全体の意識が高まる中で、義務教育9年間を見とおした小・中学校間の連携を中核に学校間・校種間連携を進めてきました。学力向上を目的とする指導の工夫改善や発達段階に即した生活習慣・学習習慣づくりの指導の充実を図るなどの子どもの「学び」と「育ち」を支援する学校間・校種間連携とコミュニティ・スクールとの一体的な取組みによって、子どもたちの安定した姿を見ることができるようになってきました。

また、学校、保護者、地域、関係機関との連携の下、共生社会の形成を目指し、一人ひとりを大切にする特別支援教育の充実に取り組んできました。「支援の充実」と「相談体制の整備」、「支援のつながり」をキーワードに、幼児期から中学校卒業まで、子ども・保護者・学校と合意形成を図り、つながりのある継続した支援を行っています。

2 子どもたちのすがた

(1) 学習面・意識面

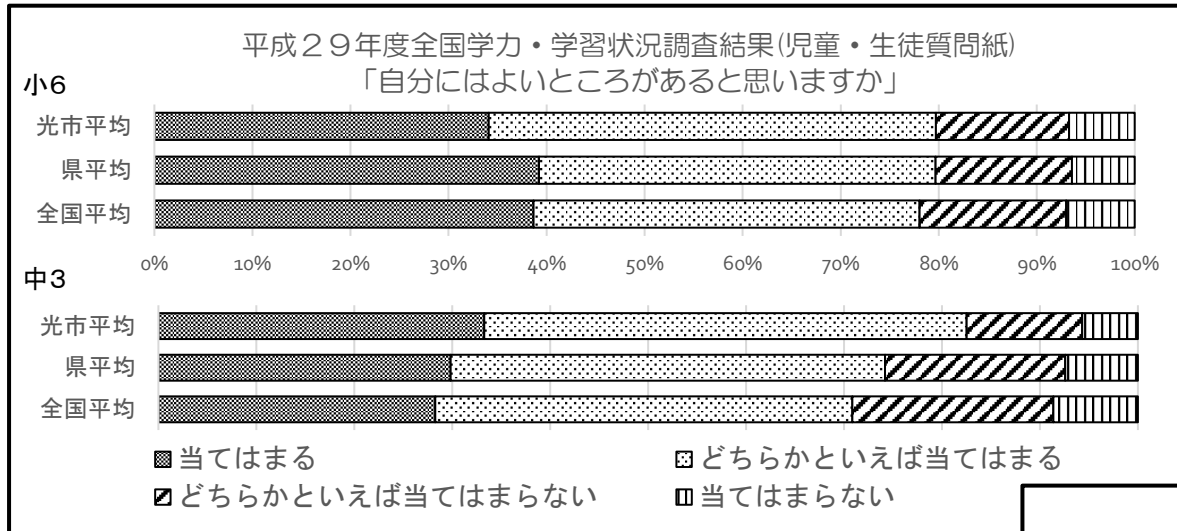
全国学力・学習状況調査結果では、本市の小・中学校は徐々に本来の力を発揮しつつあります。特に中学校段階では過去5年間すべての教科等で全国・山口県平均を上回り、平成29年度は小学生も同様の結果を示しています。



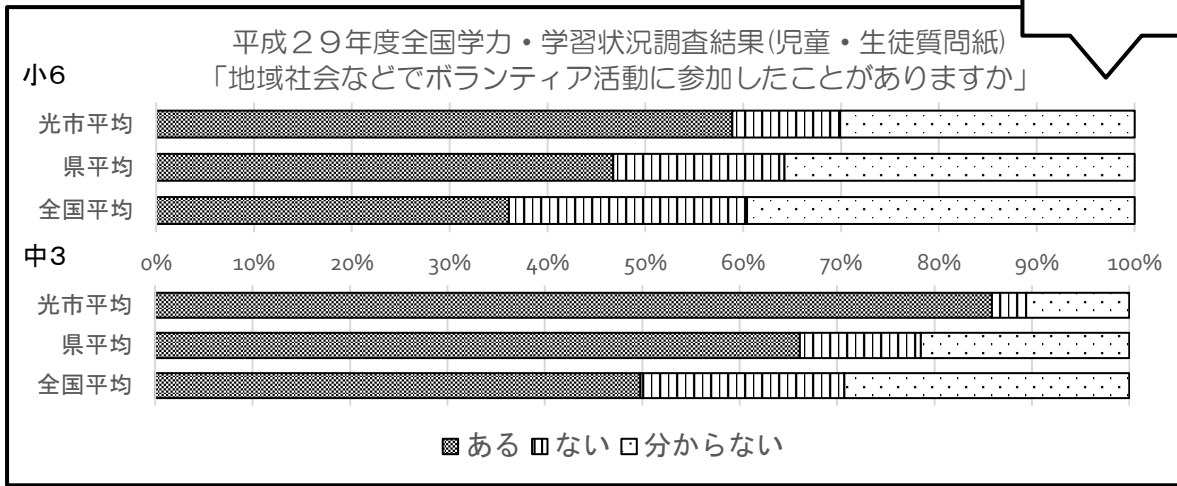
学力調査の分析結果から、指定された条件に沿って文章を表したり、説明したりすることなどに課題があります。こうしたことから、基礎的な学力の充実や読書習慣の形成などとともに、自分の思いや考えを伝え合い、互いに高め合っていく学習を重視し、多くの人とのコミュニケーションによる生きて働く知識・技能の習得や「学び」に向かう

力を育成する必要があります。そのため、すべての学校で協働による体験的・主体的な学習を大切にしたい授業改善や、子どもたちが落ち着いて学習に取り組むことができる学級経営や授業づくりにも継続して取り組んでいます。

また、この調査と同時に進められる児童生徒質問紙調査の結果からは、本市の子どもたちのすがたの一端を知ることができます。「将来の夢や目標をもっている」や「自分にはよいところがある」、「学校に行くのが楽しい」、「地域の行事に参加している」、「ボランティア活動に参加したことがある」などの項目は全国平均を上回っています。



図の挿入

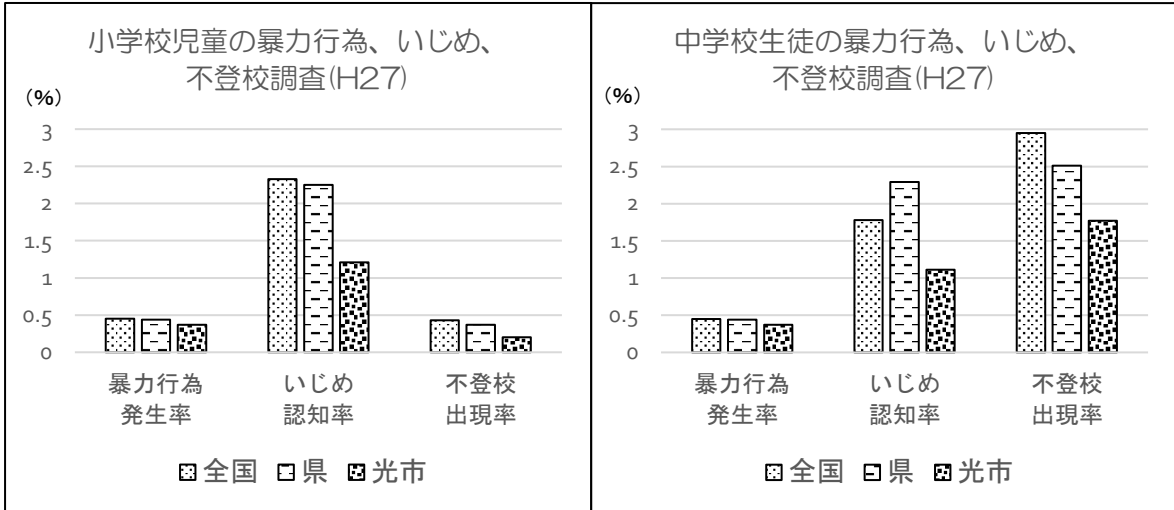


H29 調査結果に基づく変更

これらの調査結果は、毎年調査対象となる児童生徒が異なるため変動がありますが、本年度の結果と同様の傾向にあり、地域行事やボランティア活動への参加に関する項目は、全国平均と比較するとかなり高い水準にあります。コミュニティ・スクールの活動が継続して推進される中で、これらの成果が得られていると分析しています。このように、本市の子どもたちは、自尊感情や自己肯定感が高く、地域とのかかわりを好意的に受け止め、積極的に関わろうとする姿が見られます。

（２）生徒指導面

子どもたちの学校生活の様子については、文部科学省が毎年実施する児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果を見ると、小学校、中学校ともに全国・県に比べ暴力行為といじめ、不登校の児童生徒数が少ない状況です。



本市では、子どもたちの豊かな心を育てるために、夢や希望を育み自己有用感を高める積極的な生徒指導や道徳教育、人権教育、キャリア教育の推進など豊かな体験活動の中で心を磨く活動の充実に取り組んでいます。

各学校では、子ども同士や教職員との人間関係づくりに努めるとともに、子どもたちを対象とした生活アンケートや組織的な教育相談の実施、家庭と連携した情報モラル教育などに取り組んでいます。

いじめに関しては、光市いじめ防止基本方針やいじめ防止に向けた学校基本方針に基づき、いじめの未然防止と早期発見・早期対応などの取組みを全校体制で行うとともに、いじめ問題対策協議会との連携推進を図っています。また、不登校に関しては、適時性のある指導を行うための相談体制の確立と情報の共有化等、支援体制づくりに努めています。

いじめや不登校などの課題のある子どもに対しては、学校と関係機関が連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、また、市のスクールライフ支援員が支援を行うなど、安全安心で安定した学校生活を送ることができるよう、きめ細かな支援の充実を図っています。

具体的な取組みを加筆

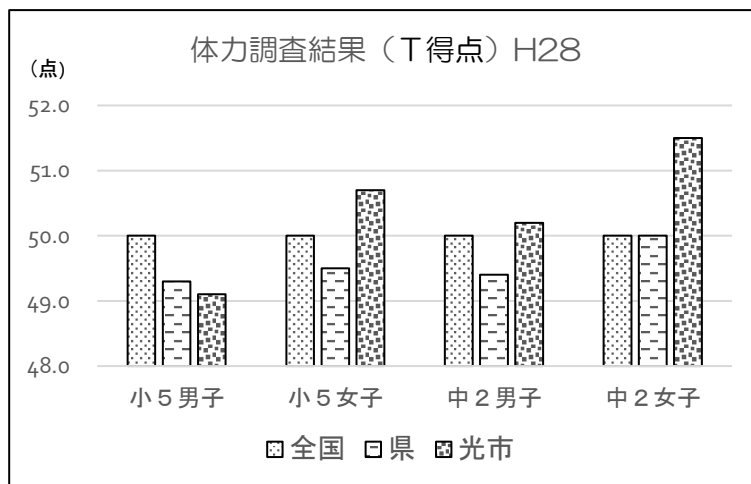
（３）体力・運動能力面

小学校５年生と中学校２年生を対象に毎年実施する全国体力・運動能力、運動習慣等調査の総合的な結果では、小学校５年生男子が全国平均より下回っていますが、小学校５年生女子、中学校２年生男子、中学校２年生女子は全国平均を上回っています。

小学生は、５０ｍ走やシャトルラン、上体起こしで全国平均を上回っており、反復横とびや立ち幅跳びに課題が見られます。中学生は、持久走やシャトルラン、反復横とび、上体起こしで全国平均を上回っており、長座体前屈に課題が見られます。

こうした課題については、学校ごとの「体力向上プロ

グラム」を作成・改善し、目標の明確化と一校一取組などを推進するとともに、小・中学校間のつながりを重視した日常的な体育指導の工夫や地域との協働による運動・スポーツの機会の充実によって、体力・運動技能の向上や運動に親しむ意欲・態度の育成に努めています。



第3章 教育を取り巻く動向

1 新しい学習指導要領の方向性

文部科学省から、新学習指導要領の全面実施に合わせ、（小学校：平成32年度～、中学校：平成33年度～）今後の小・中学校の教育課程が示されています。

（1）幼稚園、小学校及び中学校の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

新学習指導要領では、教育基本法や学校教育法などを踏まえ、我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手になることが期待される子どもたちが、急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することを目指しています。その際、「社会に開かれた教育課程」を重視し、子どもたちに求められる資質・能力とともに、「よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという理念」を学校と社会とが共有することを求めています。

また、知識や技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持したうえで、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成するとともに、先行して実施する特別の教科道徳の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成するとしています。

（2）知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

ア 「何ができるようになるか」を明確化

子どもたちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教材等の改善を引き出すことができるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理しています。

イ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

これからの時代は、我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子どもたちの知識理解の質の向上を図り、求められる資質・能力を育んでいくことが重要になります。そのため、小・中学校においては、これまでの教育

実践の蓄積をしっかりと引き継ぎ、子どもたちの実態や教科等の学習内容などに応じた指導の工夫改善を図ることが重要になります。

また、資質・能力の3つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見とおしながら、子どもたちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善とともに、子ども同士が異なる意見を出し合い、議論し、協働していくための適切な学習集団や学級づくりが大切になっています。

（3）各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

各学校においては、今後、教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤になる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現、災害等を乗り越えて次代の社会を形成することなどの現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために、教科等の横断的な学習を充実することも求められています。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、1単位時間の授業の中ですべてが実現できるものではなく、単元などの内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが大切になります。

そのため、学校全体として、子どもたちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などに加えて、学校段階の接続を意識して教育課程を編成し、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが重要になってきます。

2 適正規模・適正配置

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」

～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～

（H27.1.27 文部科学省）

国は、平成27年1月にこれまでの「公立小・中学校の適正規模・適正配置」の基準を見直し、公立小・中学校の設置者である市町村教育委員会が、学校統合の適否または小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際や、都道府県教育委員会が、これらの事柄について域内の市町村教育委員会に指導・助言・援助を行う際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめ、財政的な支援も含めたさまざまな方策と併せて地

方自治体の主体的な取組みを総合的に支援する一環として「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定しました。

ここでは、学校規模の適正化について、学校小規模化の影響を踏まえ、学級数に関する視点に加えて、学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数等のさまざまな観点から整理し、そのうえで、学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合に、市町村において考え得る対応の適当な目安について、学級数の状況ごとに区分して提示しています。

また、学校の適正配置（通学条件）について、スクールバス利用など、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準（小学校：4Km以内、中学校：6Km以内）に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を示し、さらに、学校統合を検討する場合の留意事項や小規模校を存続させる場合の教育の充実方策、休校した学校の再開等についてのさまざまな工夫例を提示しています。

3 学校教育法の改正等

小中一貫教育制度の導入に係る「学校教育法等の一部を改正する法律」

(H27.6.24 公布、H28.4.1 施行)

国は、学校教育制度の多様化と弾力化を推進するため、平成28年4月に「学校教育法等の一部を改正する法律」を施行しました。この法律では、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定し、小中一貫教育の制度化が行われ、このことにより、設置者が地域の実情を踏まえ、小中一貫教育が有効と判断した場合に、円滑かつ効果的に導入ができる環境が整うことになりました。

市町村は、区域内に小・中学校を設置しますが、教育上有益かつ適切であると認めるときは、「義務教育学校」の設置をもってこれに代えることができるもので、修業年限は9年です。なお、小・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分されます。

また、市町村立の「義務教育学校」の教職員給与は国庫負担の対象になり、免許状は、小学校と中学校の併有を原則としますが、当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能とし、免許の併有が促進されます。また、施設整備については、施設費国庫負担・補助の対象にされています。

小中一貫型小学校・中学校については、法律上の学校の種類としては通常の小学校と中学校であるため、今回の学校教育法の改正事項にはあたらないものとして扱い、小中一貫した教育課程やその実施に必要な学校間の総合調整を行う際の組織運営上の措置等に関する具体的な要件については、省令等において別に定められています。

第4章 光市の学校教育の方向性

1 本市が進める教育

光市は、平成29年3月に第2次光市総合計画を策定し、その中で、まちづくりの20年後の目指す将来像を「ゆたかな社会～やさしさひろがる 幸せ実感都市 ひかり～」とし、今後のまちづくりの進むべき道を示しました。

まちづくりの原点は人づくりからの基本を踏まえ、人口減少や少子高齢化といった人口問題やグローバル化する社会経済など、めまぐるしく変化する社会情勢の中で、「ゆたかな社会」に向けての今後5年間の基本目標の1つである「ゆたかな人間性と可能性を大切にし、心温かい人が育つまち」の実現のために教育が果たす役割は極めて重要になります。

そこで、同じく平成29年3月、第2次光市総合計画に基づき、未来を託す子どもたちに向けた光市教育の羅針盤となる「光市教育大綱」を策定し、本市教育の根幹となる基本理念や教育目標、基本目標など、今後の進むべき方向性を明らかにしました。

(1) 教育理念

これまで、本市では、幼保・小・中学校の連携による15歳までを見とおした「学び」と「育ち」をつなぐ縦の連携と、すべての小・中学校がコミュニティ・スクールとして学校と家庭、地域が一体になった横の連携を両輪にして、連携・協働を重視した教育を展開してきました。

今後は、連携・協働のさらなる充実の視点から、社会総がかりによる人づくりの実現を図るため、「連携と協働で育む 光の教育」を教育理念として掲げ、教育の振興を図ります。

連携と協働で育む 光の教育

(2) 教育目標

教育理念を踏まえ、光市をこよなく愛し夢と希望に向かって一人ひとりが輝き、心ゆたかにたくましく生き抜く人づくりを目指し、教育目標を「夢と希望にあふれ未来へ輝く『光っ子』の育成」として、総合的に教育施策を推進します。

夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成

（３）「光っ子」のすがた

教育目標の実現にあたり、「光っ子」のすがたとして、3つの目標像に向けた人づくりを進めます。

●知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人とつながりながら社会を生き抜く人

今日の変化の激しい社会を自立的に生きるために必要な「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「知・徳・体」の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人と関わりながら社会の一員としての自覚を高め、たくましく生きる人を育てます。

●ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点に立って夢に挑戦する人

ふるさと光市の文化・自然を愛し、多彩な芸術・文化活動をとおして、国際感覚豊かに幅広い視野で考え行動し、自らの夢の実現に向かって挑戦する人を育てます。

●生涯にわたり学ぶ意欲に満ち、スポーツに親しみ健やかで社会に貢献する人

生涯を通じて楽しく学び、自らを高めるとともに、心身ともに健康で生き生きと暮らし、学んだ知識や経験を主体的に地域などで活かしながら多様な人々をつなぐ人を育てます。

「光市教育大綱」では、教育理念と教育目標を踏まえ、5つの基本目標を教育行政上の柱として掲げ、その実現に向けた諸施策の推進にあたり、ふるさと光市の将来を担う子どもたちの教育の中心として、「地域とともにある次世代型コミュニティ・スクールの推進」や「『学び』や『育ち』を支える小中一貫教育へのアプローチ」などの「教育ブランドひかり」を示しています。この教育の光ブランドを創出していくことが、これからの本市が進める教育のすがたです。

2 新しい学習指導要領との関連

新学習指導要領の基本的な考え方では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力の一層確かな育成に向け、「主体的・対話的で深い学び」と「子どもたちに求められる資質・能力とは何か」を社会と共有して連携する「社会に開かれた教育課程」を重視しています。

このような中で、本市では、新しい時代に必要な資質・能力の育成のために、「チーム光による授業づくり『ラーニング光』」を推進します。

その1点目は、「『光スタンダード』の活用や授業のユニバーサルデザイン化などによる授業力の向上」や「校内研修・ミニ研修の充実などの組織的な取り組みの充実」、「教室環境の整備や学習に向かう姿勢の徹底などの学習規律の徹底」です。

2点目は、学力向上推進リーダーや推進教員を中心にした「チーム光」の組織体制のさらなる充実です。

3点目は、小・中学校9年間を見とおし、外国語教育が目指す子ども像を共有したつながりのある外国語教育「イングリッシュプラン光」の取り組みです。

この3点の柱を基に、各小・中学校の授業改善に努め、「わかる授業」の創造を目指します。

また、これからの社会を創り出していく子どもたちは、学校だけでなく、多様な人々との関わりやさまざまな経験を重ねて育まなければなりません。そのため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と家庭、地域が共有し、相互に連携・協働しながら、未来の創り手として必要な資質・能力を育むための「社会に開かれた教育課程」を進めていくことが必要です。

そこで、本市の強みであるコミュニティ・スクールの仕組みを生かした取り組みの一層の深化・充実に努めるとともに、現在調査研究を進めている「光市民学」を活用し、地域の自然や歴史、伝統文化、産業、人物など、地域の教育資源を積極的に教育活動に取り入れます。

新学習指導要領の方向性からも、今後の学校教育においては、互いに磨き合い、学び合い、高め合うことができる学習環境が重要です。その中で、「つながり」のある教育活動の展開の工夫、本市がこれまで進めてきた連携・協働教育のさらなる充実が、厳しい挑戦の時代を乗り越えていかなければならない子どもたちにとって極めて大切になると考えます。

3 適正規模・適正配置の観点

本市においても、さまざまな学校規模や地域の実情があり、適正規模・適正配置や光市公共施設等総合管理計画の観点から、検討が必要になっている小規模校もあります。

小規模校の利点としては、「一人ひとりの学習状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすい。」や「自分の考えを発表できる機会が多い。」、「リーダーを務める機会が多い。」、「地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を活かした教育活動を行える。」などがあげられます。一方、「集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重したりする経験が積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくい環境にある。」や「人間関係が固定化してしまう。」、「協働的な学びの実現が困難

である。」「切磋琢磨したり、助け合ったりする経験が十分にできない。」などが、課題としてあげられます。

このような実状から、これまで、コミュニティ・スクールの取組みの中で、学校と地域の活動を一体的に行うことにより、多くの地域の方々との交流が生まれたり、学校間・校種間の各種の交流活動をとおして磨き合い、高め合う経験を積み重ねたりするなどの連携・協働教育を展開しながら、小規模校としての課題を最小化して利点を最大化する取組みを積極的に進め、社会性やコミュニケーション能力の育成などに努めてきました。

こうした中、今後少子高齢化が加速度的に進むことが予測されており、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点からも、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を検討していくことが肝要です。

子どもたちが、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することをとおして、思考力や判断力、表現力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けるためには、一定規模の集団が確保される学校規模や学校のつながりの形が必要になります。一方で学校は、地域コミュニティの核としての性格を有し、同時に、地域にとっては、未来の担い手である子どもたちを育む場でもあるなど、地域づくりの在り方とも密接な関連があります。こうした2つの側面を踏まえながら、これからの学校の在り方として、「地域とともにある学校づくり」を進めていくことが必要です。

4 連携・協働を基盤とした学校づくり

変化の激しい時代にあって、子どもたち一人ひとりに、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を身に付けるためには、学力や体力の維持向上はもとより、いじめや不登校問題への対応、家庭や地域の教育力向上などのさまざまな教育課題に的確に対応していくことが重要になります。そのためには、これまで進めてきた「連携・協働を重視した学校づくり」の成果を踏まえて、連続性・適時性のある教育実践をさらに進め、保育園や幼稚園、小学校、中学校等のそれぞれの接続期の充実を図ることが求められます。

本市は、全国で唯一の「おっばい都市宣言」のまちとして、子どもたちが家庭や地域の愛情に包まれて育つまちづくりを進めており、人間性豊かで夢と希望と誇りをもった「光っ子」を地域全体で育てていくまちを目指しています。本市にある高等学校3校においても、自らの将来や社会を力強く切り拓く生徒の育成や誠実と善意をもって生きる実践的な家庭人・社会人の育成を目指し、地域社会の教育力を活用した地域ぐるみの教育活動を推進しています。これらの教育環境や教育資源を活用し、今後は、18歳までを見とおした「学び」と「育ち」をつなぐ、幼保・小・中・高等学校の連携・

協働教育を進め、その要としての小中連携から小中一貫へのアプローチが、ふるさと光市の未来を担う「光っ子」の育成につながるものと考えます。

そこで、これからの本市における学校教育は、次の2点を柱にして「連携・協働を基盤とした学校づくり」を進めます。

（1）地域とともにある学校づくりのさらなる進化

平成26年度からすべての小・中学校がコミュニティ・スクールとして、「学校運営」「学校支援」「地域貢献」の3つの機能を生かした取組みを進めてきました。

これらの取組みで、地域が子どもたちの学習や学校行事等への支援を行ったり、地域の伝統的な祭りなどの行事や各地域コミュニティ協議会の主催行事に子どもたちが主体的に関わったりすることをおして、学校と地域とのwin-winの関係が強まるなど、そのつながりがより深まる諸活動が各地域で行われるようになってきました。その中で、子どもや保護者、教職員が地域行事に参画したり、地域と交流したりする場面が増え、子どもたちの自尊感情の高まりや心の豊かさが生まれるとともに、地域の活性化への貢献も期待されています。

以下は、
段組みの組替え

（内容の変更はない）

また、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等を関連させ、中学校区全体を視野に地域の歴史や文化等の資源を活用した教育活動を意図的・計画的に仕組むことにより、とりわけ義務教育9年間において系統性と連続性のある地域学習やふるさと学習を創造できることになり、より豊かな体験や学びにつながります。

④

さらに、学校が子どもたちの「学びの場」とどまらず、大人同士が集い「学びや交流を楽しむ場」として輪を広げることができれば、そこから世代を越えたふれ合いや学び合いが生まれ、あらゆる世代が一体になった地域コミュニティの活性化や地方創生への貢献にもつながると考えます。

①

そして、本市の子どもたち一人ひとりが、夢と希望に向かって輝き、心豊かにたくましく生き抜く力を身に付けていくためには、これまで以上に、学校と家庭、地域が連携・協働の視点で教育に取り組む「地域とともにある学校づくり」を推進し、子どもたちの豊かな「学び」と「育ち」を支援していくことが重要になります。また、今後は子どもたちを取り巻く環境がより一層変化することが予想される中で、子ども一人ひとりの「育ち」に対する教育支援などの諸課題に対し、社会総がかりで支援等に取り組むことが求められます。

②

そのためには、中学校区を単位として、各学校運営協議会の連携を図り、一体になって取り組みながら、つながりをより強化していくことが大切であり、さらに、小中合同の学校運営協議会と中学校区の地域の諸組織や団体との間でネットワークが結ばれることが、一層の深化につながっていくものと考えます。

③

これらの中学校区を単位としたネットワークの中で、幼保・小・中・高等学校と家庭、地域が共通した「目指す子ども像」を共有することができれば、学校と地域が相互

⑥

に補完し合い高め合い、両輪になって相乗効果を発揮していくことができます。

- ⑤ これが、本市が目指そうとしている、中学校区を単位とした「次世代型コミュニティ・スクール」です。
- このように、地域社会が総がかりでさまざまな活動を繰り広げることができれば、コミュニティ・スクールの目的である、「次代」、そして、「地域」を担う子どもたちの育成がより一層図られるものと考えます。

（２）小中連携教育から小中一貫教育へのアプローチ

本市における学校間・校種間連携の取組みでは、中学校入学時の子どもの不安感をできるだけ取り除く、中１ギャップの解消をねらいとした各種交流が図られてきています。

その中で、中学校の入学後の人間関係への不安を少しでも取り除くためには、小学校間の連携も大切になることから、社会見学や宿泊学習、修学旅行、持久走大会など、合同で行う交流を進めています。また、小中連携としては、小学生の中学校の授業・部活動参観や中学生による小学生向けの学校紹介などをおして中学生を身近に感じ、また、中学校教員が小学校へ乗り入れ授業を行うことで、中学校教員との交流の中で中学校の授業の進め方を体感することができています。アンケート結果からも、小学生の中学校進学に対する不安感が和らぎ、期待感が高まってきていることが見られるようになってきました。

一方、本市の中学校区の形態として１小学校１中学校と４小学校１中学校があり、それぞれの地域の実情や学校の状況は異なりますが、子どもたちを取り巻く課題が多様化、複雑化してきている現在、限られた人数の教員減や小・中学校単位の努力では十分な対応が困難になってきています。また、子どもたちの社会性の育成の機能を高めていく必要性から、集団教育の場の役割というものがさらに大きくなってきていることは共通の課題です。

こうした課題を解決していくためには、より長期的な視点で、きめ細かな指導や支援を行う中で、子どもたちの小・中学校間のギャップなど、成長の段差に適切に対応できるよう、多様な人間関係を構築することなども必要になってきています。そこで、これからは、子どもたちの「学び」と「育ち」を系統性や連続性、適時性のあるものにしていくことや、方向性の一体化を図る指導体制の確立が重要になります。

また、各中学校区は、山や川などにより地形的にも分散し、それぞれの文化や歴史、風土に固有の特色があることなどから、５中学校区それぞれを単位とした「地域とともにある学校」の存在も大切です。

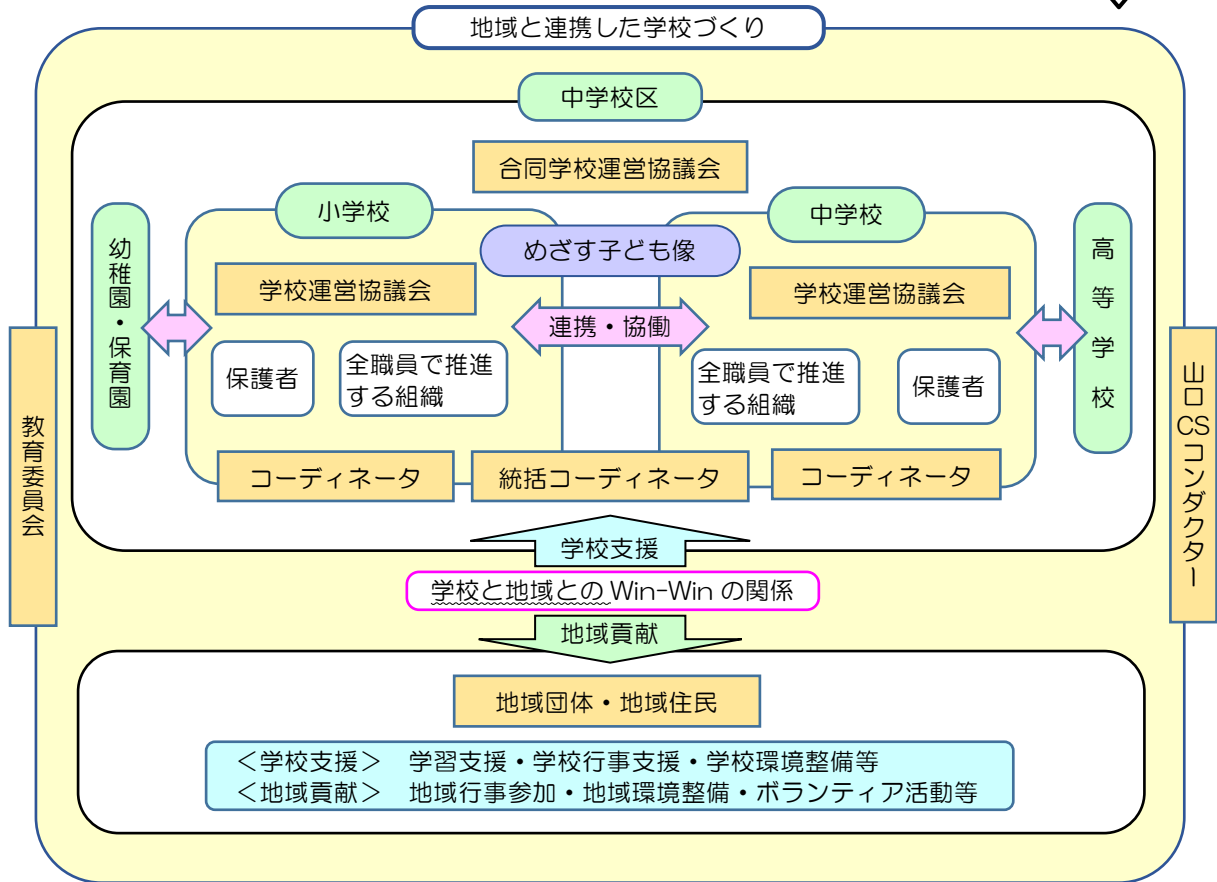
そのための連携教育から一貫教育への道筋は有効かつ必要で、連携・協働を「重視した」から「基盤とした」学校づくりへのアプローチ、小中連携教育が深化・充実した小中一貫教育への発展は、子どもの「学び」と「育ち」を第一義に考えた、地域の未来に貢献できる学校の創造につながっていくことになります。

今後は、これまでの小中連携教育とコミュニティ・スクールの仕組みをさらに有機

的に組み合わせ、本市が目指す、本市ならではの小中一貫教育を進めます

図の挿入

光市における次世代型コミュニティ・スクール



第5章 光市が目指す学校

1 小中一貫教育へ移行

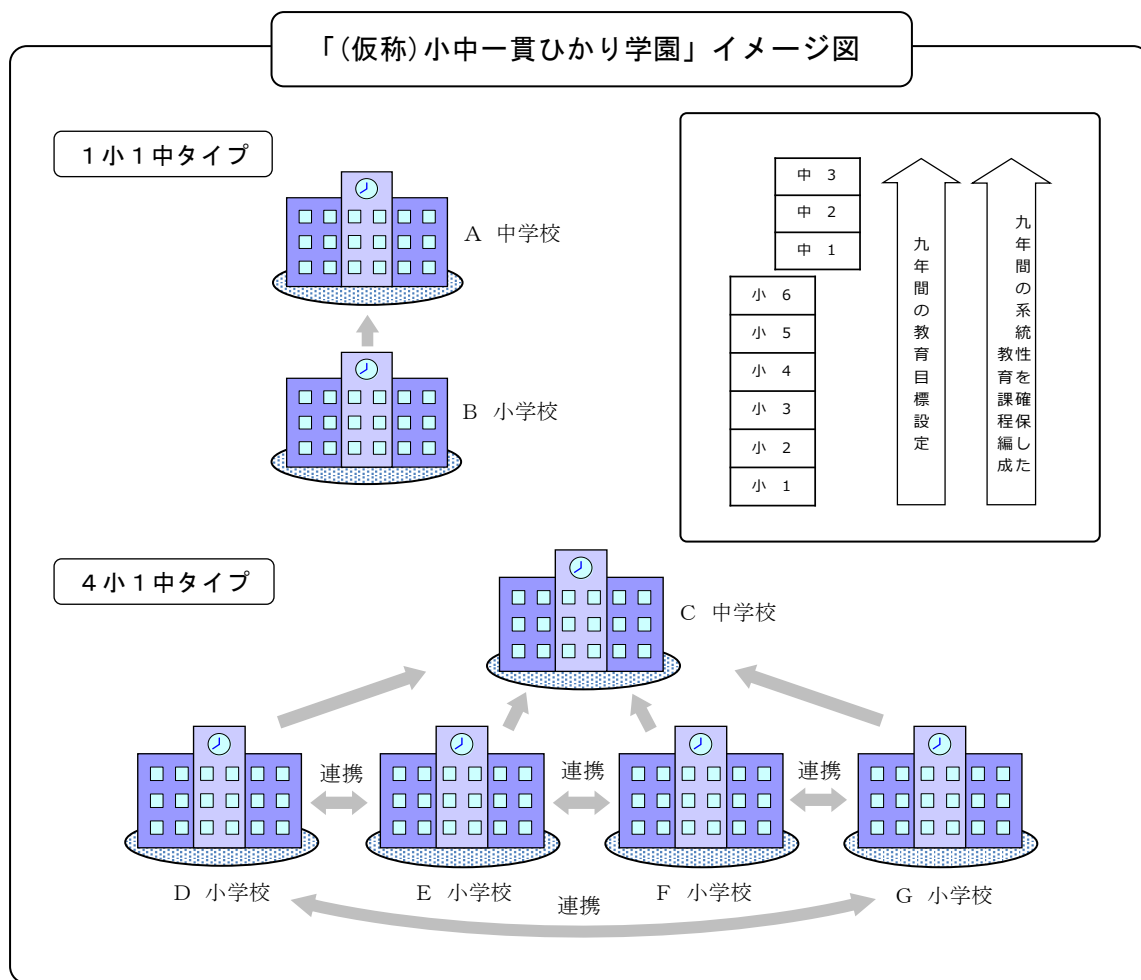
地域の未来に貢献できる学校の創造につながる連携・協働を基盤とした学校づくりを進めるにあたり、これまで取り組んできた小中連携教育とコミュニティ・スクールの取組みを有機的に組み合わせることにより、地域と一体になった小中一貫教育へ発展させ、本市の教育をさらに前進させます。

今後は、18歳までを見とおした「学び」と「育ち」をつなぐ、幼保・小・中・高等学校の連携・協働教育を推進し、その要として義務教育9年間をつなぐ小中一貫教育へのアプローチをとおして、子どもたちの「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」など「知・徳・体」の調和がとれた「生きる力」を育み、今日の変化の激しい社会を自立的に生き抜いていく、たくましい「光っ子」の育成を図ります。

そこで、本市では、小・中学校において、新しい学習指導要領が平成32年度に小学校、平成33年度に中学校で全面実施されることを踏まえ、新たな教育の出発点になる平成32年度から、全市立小・中学校で小中一貫教育をスタートします。

子どもたちは現在の小・中学校に在籍しながら、現状の施設を活用しつつ、小中一貫型の小学校・中学校を開始します。この小中一貫型小学校・中学校（以下「(仮称)小中一貫ひかり学園」という。）は、組織上独立した小学校と中学校が一貫した教育を施す形態を言い、それぞれの学校に校長、教職員組織が存在します。

現在の中学校区をひとまとまりとして、学校と家庭、地域が目指す子ども像を共有し、これまでのコミュニティ・スクールをさらに充実・発展させた、中学校区を単位とする新たな学園構想をとおして、本市が掲げる「次世代型コミュニティ・スクール」を推進します。



2 小中一貫教育の柱

小中一貫教育を推進するにあたり、次の5つの基本的な方向を推進上の柱として掲げ、子どもたちの「学び」や「育ち」を支える本市ならではの小中一貫教育を展開します。

- (1) 中学校区において、9年間をひとまとまりと捉えた教育目標と15歳段階で目指す子ども像を、学校と家庭、地域の協議により設定し、その共有をとおして、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育を進めます。
- (2) 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている学習指導や行事等の教育課程を編成し、計画的かつ連続性のある教科指導等をとおして、学力の向上を図ります。

(3) 9年間を見とおし、一貫した特別支援教育を進めるとともに、子どもの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築をとおして、やさしさとつながりの視点を基本に「ゆたかな心」を育みます。

【インクルーシブ教育システム：障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ仕組み】

(4) 小・中学校の学びの連続性を活かした本市が進める英語教育「イングリッシュプラン光」の実践をとおして、子どもたちが人とのつながりを大切にしながら、英語を楽しく積極的に使おうとする態度や英語を用いたコミュニケーション能力の育成を図ります。

(5) 小・中学校の教科・領域等を横断し、「光の美しさ 魅力 未来の輝きに迫る光市」をテーマに新たな学び「光市民学」をとおして、ふるさとを愛する心を育み、光市の未来を切り拓き、その素晴らしさを発信できる子どもの育成を図ります。

3 小中一貫教育の柱を支える取組み

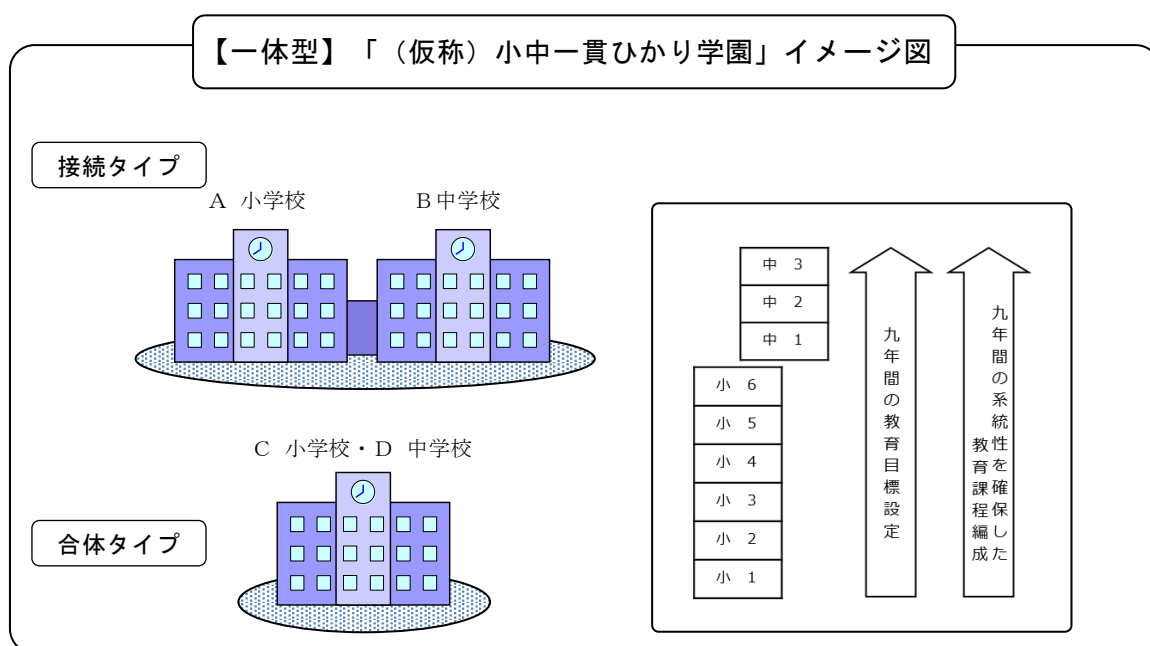
これまでの小中連携教育の実践成果を踏まえ、これらの取組みを一貫教育へ発展移行させ、次の取組みをとおして、中学校区の特色を活かした質の高い小中一貫教育を目指します。

- (1) 小・中学校教員の相互乗り入れ授業の実施
- (2) 小・中学校教職員の協働による教科等合同研修の実施
- (3) 小学校高学年への教科担任制の導入
- (4) 小中一貫教育を支えるPTA組織・活動の再構築
- (5) 一貫関係学校間の物理的な距離を補うICT活用システムの構築
- (6) 子どもたちの円滑な学校間交流を可能にするバス等による移動手段の確立
 - 小中一貫教育の活動を豊かにする小・中学校間の子どもの移動
 - 小規模小学校における集団を活かした学習・行事等を可能にする小学校間の子どもの移動
- (7) 管理職を含め市内全教職員の小・中学校兼務の発令
- (8) 一貫関係学校を一体的にマネジメントする組織の設置
- (9) 学校運営協議会を関係学校に合同で設置

4 一体型小中一貫教育への発展

小中一貫教育を推進するうえでは、小学校と中学校の物理的な距離が、子どもたちや教職員の移動等においては課題であり、小中一貫教育本来のさらなる効果を生むために、将来的には施設一体型による小中一貫教育へ発展させることが望まれます。

そこで、将来の児童生徒数や学校施設の状況等、適正規模・適正配置の観点^①を踏まえるとともに、中学校区における将来的な見とおしによる、子どもたちにとって真に望ましい教育環境と教育力の維持向上の観点から、小・中学校の施設が同一敷地内で接続または小・中学校の施設が一つに合体した、施設一体型の「(仮称)小中一貫ひかり学園」の新設を目指します。



また、このイメージ図における合体タイプの小・中学校の新設に関しては、義務教育の9年間を1つの学校で教育を行う新たな学校種である「義務教育学校」への移行について併せて検討します。

「義務教育学校」は、前期6年と後期3年の課程の区分が確保された修業年限9年間をとおして小中一貫教育を行う学校で、一人の校長のもとに1つの教職員組織で構成されます。

なお、今後における【一体型】「(仮称)小中一貫ひかり学園」の新設に係る方向性については、本基本構想を踏まえ、各学校や地域固有の実情を勘案するとともに地域関係者等と将来ビジョンの共有を図りながら、学校教育の主役である子どもの「学び」を第一義において、各中学校区別に検討を進めてまいります。

おわりに

